（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正）

第三条　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項第四号中「以下次項」を「次項」に改める。

第二条の三中「施設検査」を「検査（以下「施設検査」という。）」に改める。

第二条の三の二中「第二条の三各号」を「前条各号」に改める。

第二条の四中「法第五十五条の二第一項の検査」を「施設検査」に改める。

第二条の五第一号ロ中「六ふっ化ウラン」を「六ふっ化ウラン」に改め、同条第十八号中「溢水」を「溢水」に改める。

第二条の八中「溶接検査」を「検査」に改める。

第二条の九第一号中「溶接検査」を「法第五十五条の三第一項の検査」に改める。

第二条の十中「溶接検査を」を「検査を」に改める。

第二条の十一第一項の表第一号を次のように改める。

一　施設検査の結果	同一事項に関する次の検査のときまでの期間

第二条の十一の四第三項第三号中「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第二条の十一の七第一項第十号中「以下同じ。」を削る。

第二条の十一の八第六号中「六ふっ化ウラン」を「六ふつ化ウラン」に改める。

第二条の十一の九第九号ハ中「ふた」を「蓋」に改める。

第二条の十一の十第二項第十七号イ中「詰所」の下に「（以下この条において「見張人の詰所」という。）」を加え、同条第五項中「に係るもの」を削り、「第十一号に掲げる特定核燃料物質」の下に「に係るもの」を加える。

第六条の十第八号イ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

別記様式第一の三中「平成」を削る。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「かつこ書」を「括弧書」に、「き裂」を「亀裂」に、「ふた」を「蓋」に、「かぎ」を「鍵」に、「すべて」を「全て」に改め、本則及び別表第一中「さく」を「柵」に改める。

第一条中「省令」を「規則」に改める。

第十四条の九第五号中「とびら」を「扉」に改める。

第十八条の五第三号中「はり付け」を「貼付け」に改める。

第十八条の七第五号中「フイルタ」を「フィルタ」に改める。

第十八条の十四中「第十八条の三第二項」を「同条第二項」に改める。

第十八条の十五第二項中「（昭和三十二年運輸省令第三十号）」を削る。

第十九条第一項第十七号ロ(5)中「充てん」を「充塡」に、「空げき」を「空隙」に改める。

第二十五条第三項中「第二項」を「前項」に改める。

第二十六条の二第五項中「第四項」を「前項」に改める。

第二十九条第一項第五号中「つける」を「付ける」に改める。

（国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正）

第五条　国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「をいう。」の下に「第四条の二十一第一項において同じ。」を加える。

第四条の二の二の表核燃料物質の使用（使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵及び廃棄事業者による廃棄を含む。）を行う場合（非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合を除く。）の項中「表わす」を「表す」に改める。

第四条の二の三中「第六十一条の八の二第一項の」を「第六十一条の八の二第二項に規定する」に改め、同条第三号中「受払い検査」を「受払検査」に改める。

第四条の二の八第三項中「、第一項」を「、同項」に改める。

第四条の十第一号中「法第六十八条第五項」を「同条第五項」に改める。

第四条の二十一第一項中「（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって確認することができない方法をいう。以下同じ。）」を削る。

別記様式第三、様式第十二、様式第十五及び様式第十六中「平成」を削る。

（核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正）

第六条　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の五第一項中「規定により、加工施設の工事（第三条の八に規定する加工施設であつて溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について検査」を「検査（以下「使用前検査」という。）」に改める。

第三条の六中「法第十六条の三第一項の」を削る。

第三条の七中「法第十六条の三第一項の」及び「当該申請に係る」を削る。

第三条の十中「溶接検査」を「検査」に改める。

第三条の十三の二第二項中「第三条の十三第一項」を「前条第一項」に改める。

第三条の十四中「溶接検査を」を「検査を」に改める。

第三条の十六第一項中「規定により加工施設の性能について検査」を「検査（以下「施設定期検査」という。）」に改める。

第三条の十六の二第二項中「法第十六条の五第一項の検査」を「施設定期検査」に改める。

第三条の十七中「法第十六条の五第一項の」及び「当該申請に係る」を削る。

第六条の見出し中「取消」を「取消し」に改める。

第七条第一項の表第一号イ中「法第十六条の三第一項の規定による」を削り、同号ロ中「法第十六条の五第一項の規定による」を削り、同号ハ中「施設定期自主検査」を「検査」に改め、同表第十三号中「以下同じ。」を削る。

第七条の二の九第一号イ中「さく」を「柵」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第二号ロ中「さく」を「柵」に改める。

第七条の三第三項第三号中「あつては」を「あつては」に、「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第七条の四の二第一項第三号中「較正」を「較正（こう）」に改め、同条第二項中「法第二十二条の八第三項」を「同条第三項」に改める。

第七条の六第一項第三号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同項第十号中「以下同じ。」を削る。

第七条の八第九号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同条第十一号イ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第七条の九第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改める。

第九条の三の三第一項中「法第二十二条の七の二第一項」を「同条第一項」に、「当該評価」を「当該安全性向上評価」に改める。

第九条の三の四第二号中「当該安全性向上評価」を「安全性向上評価」に改める。

第九条の三の五第一号ロ中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改める。

第九条の三の六中「法第二十二条の七の二第三項」を「同条第三項」に改める。